

Series 国民年金 4月から産前産後期間の保険料が免除になります！

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含む)

産前産後期間の取扱い

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象者

▽「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期

出産予定日の6カ月前から届出可能です。速やかに届出してください。

※届出ができるのは平成31年4月からです。

届出先

▽市役所本庁または各支所国民年金担当窓口

必要書類

▽出産前に届出する場合…母子健康手帳など
▽出産後に届出する場合…出産日は市役所で確認できるため原則不要

※被保険者と子が別世帯などの場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。



国民年金の届出忘れはありませんか？

人生の節目ともいえる結婚や就職、退職。その節目には国民年金の種別も変更になることがあります。20歳以上60歳未満の方で、次に該当する場合は届出が必要となります。必要な書類等を確認のうえ、14日以内に届出をお願いします。

届出が必要な場合

▽退職をした(60歳未満の方)
▽配偶者が退職し、第1号被保険者となった
▽年収や離婚等により扶養から外れた

必要書類等

▽健康保険・厚生年金保険資格喪失連絡票
▽印鑑
※国民年金保険料の免除を希望される方は、離職票が必要な場合があります。

鹿屋年金事務所による移動相談

※相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切りますので、早めにご予約ください。

期 日	時 間	場 所	予約先
3月7日(木)	午前10時～午後3時	大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923
4月10日(水)		本庁(末吉) 1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

※鹿屋や都城の年金事務所へ直接相談に行かれる方も、Tel 0570-05-1165 へ必ずご予約をお願いします。

※相談内容につきましては、年金請求についてのご相談を優先します。予めご了承ください。

Series 税チャンネル 平成31年度 各種税・料の納期について

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

月 別	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料(1号)	後期高齢者医療保険料	上下水道料	納期限
徴収区分	普通徴収	—	—	普通徴収	普通徴収	普通徴収	—	
4月								5月7日
5月		1期	全期				1期	5月31日
6月	1期			1期	1期			7月1日
7月		2期		2期	2期	1期	2期	7月31日
8月	2期			3期	3期	2期		9月2日
9月		3期		4期	4期	3期	3期	9月30日
10月	3期			5期	5期	4期		10月31日
11月		4期		6期	6期	5期	4期	12月2日
12月	4期			7期	7期	6期		12月25日
1月				8期	8期	7期	5期	1月31日
2月				9期	9期	8期		3月2日
3月							6期	3月31日

平成31年度の各種税・料の納期については上表のとおりです。

諸事情により納期限内に納めることが困難な場合は、早めに納税相談等を行ってください。また、督促状や催告書が届いた場合は放っておかず、早めに連絡や相談をお願いします。

納付については便利な口座振替もできますのでご利用ください。申込手続きについては、金融機関に申込書がありますので、振替を希望する口座の通帳および届出印を持参のうえ、ご利用の金融機関でお申し込みください。なお、お申込受付日より約2カ月後の納期から口座振替開始となります。

すでに、口座振替をご利用の方は、各期の納期限が振替日となりますので、振替日前に残高の確認をお願いします。

平成30年度分の納付はお済でしょうか？

平成30年度も残りわずかとなりました。各種税・料に未納がある場合は、早期の完納をお願いします。

固定資産課税台帳縦覧・閲覧のお知らせ

縦覧・閲覧期間

▽平成31年4月1日(月)～5月31日(金)
時間

▽午前8時30分～午後5時15分

※5月1日は午前のみです。

場所

▽本庁税務課、各支所地域振興課税務係
※土日祝日の閉庁日を除く

固定資産課税台帳は、ご自分の土地、家屋等に関する事項や平成31年度の税額など重要な事項が記載されています。ご自分の資産を確認するためにも、ぜひ縦覧・閲覧をされるようお知らせします。

※縦覧・閲覧には運転免許証等の身分証明書の提示が必要です。また、同居の家族以外の縦覧・閲覧については委任状が必要です。

太陽光発電設備等に係る固定資産税(償却資産)の課税について

太陽光発電設備は償却資産に該当し、次の場合は、固定資産税の課税対象となるため、償却資産の所有状況を申告する必要があります。

課税の対象となる場合

① 個人(住宅用) 10kw以上

家屋の屋根上などに経済産業省の認定を受けた設備を設置し、発電量の全量または余剰を売電している場合

② 個人(事業用)

個人で事業用として発電量の全量または余剰を売電している場合

③ 法人

発電出力量や全量売電、余剰売電にかかわらず対象

Notice 2019. 3

育英奨学生の募集について

by 大隅 教育委員会総務課 ☎ 099-482-5956 末吉分室 ☎ 0986-76-8814 財部分室 ☎ 0986-72-0945

奨学生の資格

▽保護者が2年以上市内に住所を有し、今後も居住する見込みであること

▽世帯全員の総所得が600万円以内であること

▽高等学校等、短期大学等または大学等に在学し、学校長の推薦があること

▽貸与の期間が2年以上であること

▽入学支度金の貸与を受ける場合は、市外の寮・アパート等に居住（予定含む）すること

申請期間

▽平成31年3月29日（金）まで

貸与額

●入学支度金

▽1回に限り50万円

※3月中の支払は平成31年3月11日（月）までの申請に限りません。

●育英奨学資金

▽高等学校等に在学する方 月額1万円（年額12万円）

▽短期大学等および大学等に在学する方 月額4万円（年額48万円）

申請書類の設置場所

▽教育委員会総務課（大隅支所3階）

▽教育委員会末吉分室（末吉中央公民館内）

▽教育委員会財部分室（財部中央公民館内）

※詳細については、市ホームページをご覧ください。か教育委員会総務課へお問い合わせください。

Notice 2019.3

住宅取得祝金支給制度のお知らせ

by 本庁企画課 定住推進係 ☎ 0986-76-8802

対象者

市内に居住するため住宅を新築または購入した方

申請

新築・購入の日以後1年以内に申請してください。

なお、新築・購入の基準日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付とします。

基本の祝金等

▽市内業者による新築 商品券10万円分、現金10万円

▽市外業者による新築 商品券5万円分、現金5万円

▽未入居の建売住宅購入 商品券5万円分、現金5万円

▽右記以外の中古住宅購入 商品券2万5千円分、現金2万5千円
※中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。

転入者加算

転入して1年以内の方には、商品券5万円分と現金5万円を加算します。なお、本市から転出後3年以内の再転入は対象外とします。

支給対象外となるもの

- ・市税等の滞納者
- ・住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金を受けた方



10月15日に行われた交付式



1月25日に行われた交付式